

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村 澤 幸 二

平成27年度全国安全週間が実施されました

平成27年度「全国安全週間」スローガン

きけん み かいぜん いしき たか あんぜんしょくば
 『危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場』

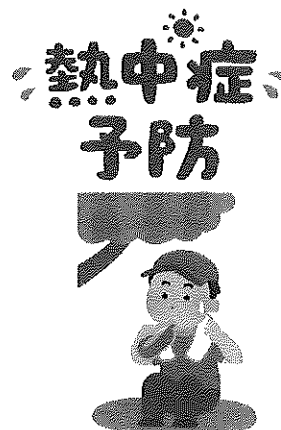
今年で88回目になる全国安全週間（7月1日（水）から7日（火）まで）が、労働災害を防止するための「産業界での自主的な活動」を推進するとともに、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施されました。

国内の経済状況が好転する一方、人手不足が顕在化し、企業の安全管理体制が懸念されています。

例えば、入社して間もないなど、経験の浅い労働者は、職場に潜む危険要因に気がつきにくいと、事故に遭遇する危険性が高まります。

そこで、安全な職場環境を維持するには、同じ職場にいる労働者全員で危険要因をいち早く見つけ出し、事故

発生を未然に防ぐことが重要です。皆様には、この災害防止対策を継続的に進め、働きやすい職場環境の実現により、労働者の安全意識の向上を図り、設備面だけでなく作業方法の面でも改善提案が促進される安全風土を醸成くださいますようお願いいたします。



『鳥取労働局 働き方改革推進本部』第2回会議を開催



挨拶する本部長の河野局長（中央）

「鳥取労働局 働き方改革推進本部（本部長；河野純伴局長）」は、5月14日（木）に同局庁舎大会議室において、第2回会議を開催しました。

会議は、本部長の河野局長の挨拶の後、第1回会議（2月3日開催）以降の取組事項について副本部長の高橋靖労働基準部長から報告がなされ、これまでの企業訪問の実施状況、働き方・休み方の好事例に県内企業の取組が紹介されたことなどについて説明がありました。

また、会議には、分科会委員として鳥取県商工労働部

の高橋紀子雇用人材総室長、一般社団法人鳥取県経営者協会の宮城定幸専務理事、日本労働組合総連合会鳥取県連合会の田中穂事務局長にも出席していただき、働き方改革の推進にあたって、「労働局、県、労使団体が一体となって取組みしていくことが重要」、「中小企業の好事例などを積極的に収集」、「経営者だけでなく、職場の上司や従業員の意識改革も必要」などの貴重な意見をいただきました。

会議では、今後の実施事項として、年次有給休暇取得のトライアルチャレンジ、トップセミナーの開催、県内企業に対するアンケートの実施などを決定するとともに、引き続き、県、労使団体等と連携し、地域レベルでの年次有給休暇の取得促進に向けた取組や、働き方・休み方の見直しに向けた周知広報に係る取組等を検討することとしています。

なお、働き方改革推進本部における取組については、鳥取労働局のホームページで情報発信されています。

【これまでの取組事項】

- 平成27年2月3日 「鳥取労働局働き方改革推進本部」第1回会議
- 平成27年1月30日～4月30日 県内企業訪問、15社に働き方改革の協力要請
- 平成27年3月26日 働き方・休み方の好事例として、株式会社井木組の取組が厚生労働省の「働き方休み方改善ポータルサイト」に掲載
- 平成27年4月30日 「夏の生活スタイル変革」の企業等への要請についてのプレスリリース

鳥取地方労働審議会 第9回労働災害防止部会を開催

—第12次労働災害防止推進計画の進捗状況の審議—

平成26年の鳥取県内の労働災害は、前年に比べ30人(6.5%)増加し、第12次労働災害防止推進計画(以下、「12次防」という。)で定める平成27年の単年目標(424人)を達成するためには、平成26年に比べて14.4%以上の労働災害を減少させることが必要となっています。



審議会の成立を確認する久保田監察監督官

このような状況の中で、平成27年6月3日(水)、鳥取労働局4階会議室において、鳥取地方労働審議会第9回労働災害防止部会が開催され、第12次防の進捗状況について審議が行われました。

審議会では、部会長に選任された村上部会長のあいさつ、高橋労働基準部長のあいさつに続き、木村健康安全課長から労働災害の発生状況と中期的な分析、それを踏まえた鳥取労働局のこれまでの取組と今後の対策について説明がありました。

特に、鳥取県内の中期的な労働災害の分析から、①「転倒」や「墜落・転落」による労働災害の多くは労働者の不安全行動に起因して発生していること、②経験年数の短い労働者と50歳以上の労働者に被災者が多いことが指摘され、鳥取労働局はこのような労働災害を防止するために、今年度から新たに『安全「見える化」とっとり運動』を展開していると説明がありました。



あいさつをする村上部会長

木村健康安全課長の説明を受けて、参加した委員から、①鳥取県内の労働災害の減少を図るために『安全「見える化」とっとり運動』を活発に展開すること、②ストレスチェック制度の趣旨を踏まえ50人未満の事業場にもストレスチェック制度の導入の検討を求めること、③精神障害や腰痛に罹患した場合には職場復帰が困難となる場合や再発の不安が残ることから、予防対策の実施について指導することなどの意見が提出され、審議会は閉会しました。



あいさつをする高橋労働基準部長

『くるみん』第12号認定「(株)鳥取銀行」

次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)において、常時雇用する従業員が101人以上の企業は、従業員の仕事と子育ての両立を図るために、一般事業主行動計画を策定することが義務とされています。(100人以下の企業は努力義務)

次世代法では、この策定した計画の目標を全て達成し、一定要件を満たすと、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)の認定を受けることができます。

この認定を受けると「くるみん」マークを名刺や自社商品等に表示することができ、「子育てサポート企業」として広くPRすることができます。

また、次世代法は平成27年4月に改正施行され、法律の有効期限が平成37年3月末まで伸びるとともに、新たな特例認定(プラチナくるみん認定)制度が創設されています。

鳥取県内では、平成27年3月に、「株式会社鳥取銀行」(本社:鳥取市)が認定を受けました。これで、県内における認定企業は12社となります。

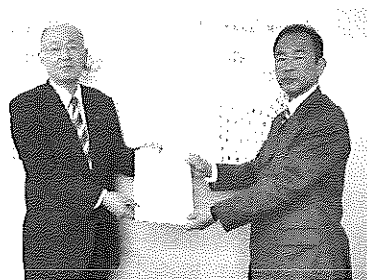
当企業では、育児休業取得者・就学前の子を育てる労働者への支援を充実させるため、「労働者の申出により、育児休業期間の一部(5営業日)を有給化」、「育児休業からの復帰研修参加促進」、「小学校就学前の子を持つ労働者を対象とした所定外労働免除制度の整備」等に取り組まれました。

また、「各店舗の退行時間を管理・評価するシステムの構築」等により、所定外労働の削減を図られました。

こうした取組の結果、従業員全員がより安心して働いていける環境整備が進んでいます。

皆様方の企業でも、是非、この取組を進めて「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」を目指しましょう!

詳しくは、鳥取労働局雇用均等室(☎0857-29-1709)までお問い合わせください。



右から順に
鳥取労働局 河野局長
(株)鳥取銀行
石河代表取締役副頭取



平成26年労働災害発生状況

平成26年の鳥取県内における休業4日以上死傷者数は495人(確定)で、平成25年の465人より30人(6.5%)増加しました。

労働災害の業種別、各労働基準監督署別の発生状況は下表のとおりです。業種別では製造業が114人(23.0%)で最も多く、次いで建設業84人(17.0%)、運輸交通業54人(10.9%)でした。また、東部では19.3%減少しましたが、中部では22.2%、西部では20.3%それぞれ増加しました。特に西部では全体の半数以上の55.2%を占めました。

災害の型別では、「転倒」災害が122人(24.6%)で最も多く発生し、次いで、「墜落・転落」災害が103人(20.1%)、「はさまれ・巻き込まれ」災害が63人(12.7%)でした。

「転倒」災害は、商業、製造業、保健衛生業で多く発生し、最も多く「転倒」した場所は「通路」でした。「墜落・転落」災害は、建設業、運輸交通業で多く発生し、昨年に比べて41.1%増加した災害です。建設業と運輸交通業では「トラック」から、三次産業では「はしご・脚立」からの「墜落・転落」災害が増加しました。

「はさまれ・巻き込まれ」災害は製造業で多く発生し、全産業の

57.1%を占めました。

最も多く発生した「転倒」災害は、その原因に作業環境や設備的な問題を認める場合もありますが、法違反を理由としない労働者の不安全な行動に起因する場合も多く、日常生活でも起こりうる性質のものであり、どのような職場でも発生する可能性があります。

また、「墜落・転落」災害は平成26年に増加しましたが、2メートル以上の足場や作業床から墜落又は転落する災害は中期的には減少しています。平成26年に増加した「墜落・転落」災害は、トラックの運転席や荷台、はしご・脚立などからの「墜落・転落」災害であり、これらの災害も労働者の行動に起因するものです。

鳥取労働局では、このような日常生活でも起こりうる災害を含め、『安全「見える化」ととり運動』を展開することにより労働災害の減少を図ることとしました。

この運動は、見えない危険を可視化(見える化)し、これを活用することによって労働災害の減少を図る安全活動です。県内事業場の好事例や情報を鳥取労働局のホームページに紹介することとしています。労働災害の防止・死亡災害の撲滅に向けて、少しでも多くの会員事業場の皆様が「見える化」に取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成26年労働災害発生状況(確定)

平成26年1月～12月発生状況(確定) 鳥取労働局

業 種 別	合 計				鳥 取 署				米 子 署				倉 吉 署			
	平成26年 死傷者数	平成25年 死傷者数	増減数	増減率 (%)	平成26年 死傷者数	平成25年 死傷者数	増減数	増減率 (%)	平成26年 死傷者数	平成25年 死傷者数	増減数	増減率 (%)	平成26年 死傷者数	平成25年 死傷者数	増減数	増減率 (%)
全 産 業	(3) 495	(5) 465	30	6.5	(1) 134	(2) 166	-32	-19.3	(2) 273	(1) 227	46	20.3	88	(2) 72	16	22.2
製 造 業	114	98	16	16.3	27	26	1	3.8	67	56	11	19.6	20	16	4	25.0
木材・木製品・家具・家具製造業	11	10	1	10.0	3	4	-1	-25.0	6	4	2	50.0	2	2	0	0.0
鉄鋼・金属製品製造業	15	12	3	25.0	5	3	2	66.7	5	7	-2	-28.6	5	2	3	150.0
機械器具製造業	16	12	4	33.3	8	3	5	166.7	6	7	-1	-14.3	2	2	0	0.0
食料品製造業	53	45	8	17.8	5	8	-3	-37.5	39	30	9	30.0	9	7	2	28.6
上記以外の製造業	19	19	0	0.0	6	8	-2	-25.0	11	8	3	37.5	2	3	-1	-33.3
建 設 業	(2) 84	(3) 76	8	10.5	25	(1) 30	-5	-16.7	(2) 44	(1) 35	9	25.7	15	(1) 11	4	36.4
土木工事業	(1) 34	(2) 28	6	21.4	9	(1) 11	-2	-18.2	(1) 19	(1) 14	5	35.7	6	3	3	100.0
建築工事業	(1) 36	(1) 43	-7	-16.3	10	17	-7	-41.2	(1) 17	18	-1	-5.6	9	(1) 8	1	12.5
木造家屋建築工事業	11	18	-7	-38.9	3	7	-4	-57.1	4	7	-3	-42.9	4	4	0	0.0
その他の建築工事業	(1) 25	(1) 25	0	0.0	7	10	-3	-30.0	(1) 13	11	2	18.2	5	(1) 4	1	25.0
その他の建設業	14	5	9	180.0	6	2	4	200.0	8	3	5	166.7	0	0	0	0
運 輸 交 通 業	54	46	8	17.4	21	23	-2	-8.7	26	18	8	44.4	7	5	2	40.0
道路貨物運送業	48	35	13	37.1	18	15	3	20.0	25	16	9	56.3	5	4	1	25.0
その他の運輸交通業	6	11	-5	-45.5	3	8	-5	-62.5	1	2	-1	-50.0	2	1	1	100.0
林 業	(1) 24	28	-4	-14.3	(1) 11	15	-4	-26.7	13	11	2	18.2	0	2	-2	-100.0
その他の事業	219	(2) 217	2	0.9	50	(1) 72	-22	-30.6	123	107	16	15.0	46	(1) 38	8	21.1
卸・小売業	70	(1) 68	2	2.9	17	22	-5	-22.7	40	36	4	11.1	13	(1) 10	3	30.0
清掃業・ビルメンテナンス業	23	19	4	21.1	3	7	-4	-57.1	12	11	1	9.1	8	1	7	700.0
旅館・ホテル業	12	(1) 12	0	0.0	0	(1) 1	-1	-100.0	6	7	-1	-14.3	6	4	2	50.0
保健衛生業	46	30	16	53.3	9	10	-1	-10.0	23	13	10	76.9	14	7	7	100.0
通信業・金融業等	11	19	-8	-42.1	7	7	0	0.0	3	5	-2	-40.0	1	7	-6	-85.7
上記以外のその他の事業	57	69	-12	-17.4	14	25	-11	-44.0	39	35	4	11.4	4	9	-5	-55.6

(注) ()内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。
機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

安全衛生のメッセージ

「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」

平成27年度 全国安全週間スローガン

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 (業務改善助成金)のお知らせ

事業場内の時間給(時間換算額)で800円未満の労働者の賃金を40円以上引上げ、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等の業務改善を実施した中小企業・小規模事業者に対して、業務改善を実施するために要した経費の一部(業務改善に要した経費の2分の1、企業規模30人以下の小規模事業場は4分の3)を助成します。

支給額(上限)は下表のとおりです。

引上げ額	引 上 げ 対 象 労 働 者 数			
	1～9人	10～14人	15～19人	20人以上
40～59円	100万円	100万円	100万円	100万円
60円以上	100万円	130万円	140万円	150万円

問合せ先

鳥取労働局 労働基準部 賃金室 ☎ 0857-29-1705

「全国最低賃金総合電話 相談センター」のご案内

業務改善助成金や中小企業・小規模事業者からの経営・労務に関する相談をお受けいたします。専門家の派遣による相談も実施しています。

フリーダイヤル
0120-311-615

ホームページ
<http://www.toukiren.or.jp/join05.html>

メールによるご相談はホームページ内の

メールによるご相談はこちらへ

をクリックしてください。

《 職 場 意 識 改 善 助 成 金 》

「労働時間等の設定の改善」（労働時間、年次有給休暇などに関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくこと）により、仕事と生活の調和に取り組む中小企業事業主を支援します。

助成概要	①職場環境改善コース 2つの成果目標（年次有給休暇の取得促進、所定外労働時間の削減）を設定して、支給対象となる取組を行った場合に、2つの目標の達成状況に応じて、取組の実施に要した費用の1/2～3/4の助成金（上限額67万円～100万円）を支給。 ②テレワークコース 在宅又はサテライトオフィスでのテレワークを実施する対象労働者を指定し、一定期間内に対象労働者がテレワークを実施する成果目標を設定した場合に、テレワークを実施するための経費として、成果の達成状況と対象労働者数に応じて、取組の実施に要した費用の1/2～3/4の助成金（上限額100万円～150万円）を支給。 ③所定労働時間短縮コース 労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされている事業者（常時10人未満の労働者を使用する一定の商業・サービス業の事業）が、週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とするために支給対象となる取組を行った場合に、取組の実施に要した費用の3/4の助成金（上限額50万円）を支給。
主な要件	いずれも中小企業事業主であり ①職場環境改善コース 年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下又は月間平均所定外労働時間数が10時間以上で、労働時間等の設定改善に積極的に取り組む意欲があること ②テレワークコース テレワークを新規で導入する事業主であること（試行的に導入している事業主を含む） ③所定労働時間短縮コース 労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされている事業（常時10人未満の労働者を使用する一定の商業・サービス業の事業）であること

問合せ先：鳥取労働局監督課(TEL：0857-29-1703)

パートタイム労働者の活躍を 推進している企業を表彰します！

厚生労働省では、パートタイム労働者の活躍推進への取組を積極的に進める企業を「パートタイム労働者活躍推進企業」として表彰し、その取組を先進事例として広く発信していくことにしました。

パートタイム労働者の活躍促進に向けて、優良な取組を行い、成果が上がっている企業を、それぞれ「厚生労働大臣賞（最優良賞）」、「厚生労働省雇用均等・児童家庭局長賞（優良賞、奨励賞）」として表彰します。

本表彰の応募にあたっては、パート労働ポータルサイト内で「診断」及び「宣言」をしている必要があります。まずは「パート労働者活躍企業診断サイト」(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/shindan/>)で、パートタイム労働者の雇用管理改善に向けて自社の現状と課題を自主点検し、続いて「パート労働者活躍企業宣言サイト」(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/sengen/>)で、自社で行っているパートタイム労働者の活躍推進の取組や、今後の目標を宣言しましょう！

詳細は、「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/award/>)へ。

※応募締切 平成27年8月4日(火)17時(必着)

免許試験のお知らせ

免許試験の鳥取地区出張特別試験が次のとおり実施されます。

- 日時 平成27年9月19日(土)
- 場所 倉吉未来中心(倉吉市駄経寺町212-5)
- 試験の種類
 - ▼1級ボイラー技士
 - ▼2級ボイラー技士
 - ▼ボイラー整備士
 - ▼クレーン・デリック運転士
(クレーン限定)
 - ▼第1種衛生管理者
 - ▼第2種衛生管理者
- 受付期間
 - 郵送受付(簡易書留)
7月21日(火)～7月31日(金) 必着
窓口受付
8月3日(月)～8月5日(水)
- 受付及び問い合わせ等
 - 日本ボイラ協会鳥取支部
 - 鳥取県労働基準協会
 - 〃 西部支部
 - 〃 中部支部

あなたの行動は安全ですか？

『安全行動調査』

日常の行動に関する78項目の質問に「はい・いいえ」で回答していただき、ヒューマンエラーに関係の深い「エラー傾向」「パーソナリティー傾向」の分析結果を提供します。

分析結果の主な内容と対策

次の項目の5段階評価結果		コメントアドバイス	自主活動へ反映
エラー傾向	パーソナリティー傾向	+ 各人の特性、作業を行う上での注意すべき事項などを記載	⇒ 日常安全衛生活動 ヒューマンエラー 対策に活用
●聞き違い、見落とし（受容・確認エラー） ●勘違い（習慣行動エラー） ●度忘れ（意識中断エラー） ●物忘れ（忘却エラー）	●疲れやすさ ●気の弱さ ●根気のなさ ●いい加減さ ●自制心のなさ ●軽率さ ●協調性のなさ ●神経質さ		

調査の概要、料金、手続き等の詳細は次の連絡先、ホームページを御参照下さい。

中央労働災害防止協会 技術支援部 マネジメントシステム推進センター事業推進課
〒108-0014 東京都港区芝5-35-1 TEL 03-3452-6376 FAX 03-5445-1774
E-mail ms@jisha.or.jp ホームページ <http://www.jisha.or.jp/oshms/survey.html>

応援します 明日の安全・健康・快適職場

賛助会員入会のご案内

BACKUP その1 最新の安全衛生情報の入手

●中災防の月刊誌等、定期刊行物を毎月お届けします。




BACKUP その2 安全衛生ホットライン

●フリーダイヤルやWebによる安全衛生相談をご利用いただけます。

BACKUP その3 中災防サービス利用料金の割引

研修・セミナー、技術サービスが会員価格でご利用いただけます。

全国産業安全衛生大会の優待があります。

BACKUP その4 図書・ポスター等の見本配布

●キャンペーンポスター、図書・用品の見本を定期的にお届けします。




BACKUP その5 会員専用サイトの利用

●社内教育にも役立つKYシートや動画、ダウンロードフリーのイラストや4コママンガ等、安全衛生情報満載のサイトをご利用いただけます。




中災防は、賛助会員事業場の安全衛生活動を強力にバックアップしています。
賛助会員に入会されると左記のサポートを主に受けられます。

入会方法

詳細はホームページ (<http://www.jisha.or.jp/>) をご覧いただくか、中災防教育推進部、または最寄りの安全衛生サービスセンターにお問い合わせください。

事業場単位、常時入会可能。年度途中入会は、月割り会費制
年会費は1口50,000円です。(従業員50人未満の事業場は1口40,000円)

JISHA 中央労働災害防止協会
中災防

〒108-0014 東京都港区芝5-35-1 [担当] 教育推進部
TEL : 03-3452-6049 FAX : 03-5443-9845
ホームページ : <http://www.jisha.or.jp/>

『イクボスとっとり共同宣言』を行いました！

6月3日に、鳥取県知事をはじめ、鳥取県内の経済・労働団体（商工会議所連合会、経営者協会、中小企業団体中央会、商工会連合会）、労働組合（連合）、行政（県、県警察、県教育委員会、労働局、陸上自衛隊米子駐屯地、美保基地航空自衛隊）のトップ11人が、部下の仕事と家庭の両立、積極的な育児を応援する「イクボスとっとり共同宣言」を行いました。

イクボスとは、部下が育児と仕事を両立できるよう配慮したり、育休取得や短時間勤務などを行っても、業務を滞りなく進めるために業務効率を上げ、自らも仕事と生活を充実させている上司（経営者・管理職）のことです。

働き方が多様化していくなか、優秀な人材を確保していくためには、男女ともに働きやすい職場づくりが欠かせません。そのためにも、まずは経営者・管理職の意識改革が必要です。

企業、労働者のどちらにとってもメリットとなる「イ

クボス」への取組。皆様方の企業でも、「イクボス」を増やし、より良い職場づくりをしていきましょう！

また、厚生労働省では、「イクメン企業アワード2015」・「イクボスアワード2015」を実施します。現在、男性の育児と仕事の両立を推進し、業務改善を図る企業や個人を募集しています（応募期限7月31日）。積極的な応募をお待ちしています。

詳細はイクメンプロジェクトホームページ（<http://ikumen-project.jp>）へ。



平成27年度 定期会員総会を開催

平成27年度（一社）鳥取県労働基準協会定期会員総会が、5月22日（金）鳥取市永楽温泉町の「ホープスターとっとり」で開催されました。

来賓として、河野鳥取労働局長、高橋労働基準部長、津田監督課長のご出席をいただき盛大に開催されました。竹中会長のあいさつ、河野局長の祝辞に続き議事に移り、第1号議案「平成26年度事業報告承認の件」、第2号議案「平成26年度収支決算報告承認の件」を一括審議し、原案どおり承認可決されました。第3号議案「平成26年度公益目的支出計画実施報告承認の件」についても原案どおり承認可決されました。

続いて、第4号議案「平成27年度事業計画（案）承認の件」第5号議案「平成27年度収支予算（案）承認の件」を一括審議し、原案どおり承認可決されました。

また、第6号議案「役員補充の件」については、理事の山下恭史氏（東部副支部長）、奥谷誠悟氏（西部副支部長）、監事の属敏宏氏（西部支部）の辞任に伴い、新たに、理事に吉田和徳氏（東部副支部長）、河津陽文（西部副支部長）、監事に高浪秀紀氏（西部支部）が選任され、原案どおり承認可決されました。

なお、平成26年度収支決算書及び平成27年度収支予算書は次のとおりです。

平成26年度 収支決算書 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで（単位：円 △印＝減）

科 目	実施事業			収益事業					法人会計	総合計
	01特別教育	02行事・広報	小 計	他1技能講習等	他2用品販売等幹旋	他3研修・交流等	他4労働保険	小 計		
経常収益計	21,225,302	150,755	21,376,057	62,961,741	543,676	17,800	4,971,328	68,494,545	14,006,722	103,877,324
経常費用計	19,754,887	10,730,426	30,485,313	52,655,430	553,343	2,353,611	4,864,733	60,427,117	7,403,660	98,316,090
一般正味財産期首残高	2,569,165	△9,611,914	△7,042,749	12,613,109	229,803	△2,285,800	△2,933,193	7,623,919	161,193,559	161,774,729
一般正味財産期末残高	4,039,580	△20,191,585	△16,152,005	22,919,420	220,136	△4,621,611	△2,826,598	15,691,347	167,796,621	167,335,963

平成27年度 収支予算書 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（単位：円 △印＝減）

科 目	実施事業			収益事業					法人会計	総合計
	01特別教育	02行事・広報	小 計	他1技能講習等	他2用品販売等幹旋	他3研修・交流等	他4労働保険	小 計		
経常収益計	20,271,400	142,400	20,413,800	60,410,000	516,000	16,000	4,834,150	65,776,150	13,585,750	99,775,700
経常費用計	21,314,133	12,206,267	33,520,400	57,590,243	655,956	2,680,511	5,130,880	66,057,590	7,805,350	107,383,340
一般正味財産期首残高	4,039,580	△20,191,585	△16,152,005	22,919,420	220,136	△4,621,611	△2,826,598	15,691,347	167,796,621	167,335,963
一般正味財産期末残高	2,996,847	△32,255,452	△29,258,605	25,739,177	80,180	△7,286,122	△3,123,328	15,409,907	173,577,021	159,728,323

東部支部だより

想定外に備える安全管理

「想定外」

つい先日、天気の良い早朝、視界が開けたまっすぐな

サイクリング道路を自転車で走っていたところ、突然、道路より張り出した街路樹からたくさんの鳥が飛びだしてきて、急にハンドルを切りました。脇道もなく、人も全くいない状況で突然現れた障害物の登場、全くの想定外の状況ともいえる事態であったわけです。

この「想定外」という言葉、労働災害が発生した際に（次頁につづく）

(前頁のつづき)

関係者から語られることがよくあります。掃除、修理などの非定常時での作業でおきた労働災害の場面等においてはです。

10年以上前のことですが、ある繊維関係の工場での労働災害で、月1回のメンテナンスのために歯車にさび止めスプレーを噴霧する作業中この状況が起きました。作業は機械の下部に入って身を乗り出すようにし、該当する箇所にスプレーするという簡単なものでした。身を乗り出す際は1分間にほぼ1回転する回転軸の上に上半身を乗り出す姿勢で、これまで何度も行われてきた作業でしたが、ここで回転軸に巻き込まれるという重大な労働災害が発生してしまいました。関係者の話では、「低速で回転する回転軸なので危険を感じなかった。」「回転軸に突起物はなく引っ掛かるところはなかった」等でしたが、後日、回転軸に油が付着しており、物がくっつきやすくなった回転軸に作業着のほつれが巻きついたことが労働災害の原因だとわかりました。

「現場でのヒヤリハット報告にもなかった。」ということで、この時にも「想定外」という言葉を聞いたわけですが、この想定外に備えることはできなかったのでしょうか？従来どおり、ハインリッヒの法則を中心に据えて労働災害防止に取り組むことは重要ですが、それだけで

は、この種の災害を防止することはできません。それは、過去の経験に頼った労働災害防止対策であるため、いわゆる過去の経験にない、「想定外」という言葉で語られる労働災害には備えることができないからです。

それでは、どうしたらよいのでしょうか？ここで、「想定外」には想像力を豊かにすることで対処することを提案したいと思います。先の労働災害では「低速で」、「突起物はなく」という想像力を阻害する要因がありますが、回転する物には巻き込まれるという想像を行うことでリスク回避できたのではないかと考えます。回転軸というのは回転する速度より、そのトルク（力）が重要で、回転する速度が大きい方が、例えば衣類が破れてしまって巻き込まれるリスクが下がることもあります。そうすると、この労働災害は「想定外」であったのかという疑問も生まれるわけですが、安易に「想定外」という言葉で想像力を働かすことを停止させることは安全管理を担当する方には行っていただきたくありません。過去の経験を生かしつつ、想像力を働かせることで、「想定外」を「想定内」にすることで労働災害を防止できればと思います。冒頭のサイクリングでの想定外には、転倒にも備え新型の「ヘルメット」着用で対処することとなりました。

それでは、みなさん、7月1日から始まる全国安全週間を契機になお一層の労働災害防止に取り組みましょう。

安全管理者等 安全管理担当者研修開催

東部支部では、全国安全週間準備期間中の6月17日に、東部地区の事業場の安全管理者等約50名の参加を得て鳥取市若葉台の鳥取労働基準協会会館で「安全管理者等安全管理スタッフの研修会」を開催しました。

当日は、鳥取労働基準監督署の房本署長の挨拶のあと、同署の野口安全衛生課長から「全国安全週間を迎えるに当たって」と題して安全週間の実施要綱や鳥取労働局が推進に力を入れている『安全「見える化」とっとり運動』の推進、時節柄タイムリーな「熱中症防止対策」について説明を受けました。さらに、全国的にも職場での転落災害が多発していることから、その防止対策についても指導を受けました。

次いで、RSTトレーナーのト部忠義氏から、「いま、安全管理者等安全管理スタッフに求められるもの」と題して、王子製紙（株）勤務時代の体験等を踏まえた安全講話を拝聴し、改めて安全の重要性を再認識させられました。

当研修会は、毎年、6月の全国安全週間準備期間中に開催することとしておりますので、可能な限りご参加いただき、安全管理の充実に備えていただきたいと思います。

また、当日は、当支部作成の「潜在危険のないゼロ災職場をめざして～こうすればできる労働災害リスクの排除・軽減～」を配布しました。当該資料の入手を希望される方は事務局までご連絡ください。



近く開催予定の 講習・特別教育等のお知らせ

東部支部では、この7月から9月にかけて、次のとおり講習会や特別教育等の開催を予定しています。

（開催案内の詳細は「鳥取県労働基準協会」のホームページに掲載予定。）

① 安全衛生推進者養成講習（労働基準協会会館）

開催日 7月30日（木）・31日（金）

※対象者は、新しく労働安全衛生法に基づく安全衛生推進者になる予定の人ほかどなたでも

② 特定粉じん作業特別教育（同上）

開催日 8月24日（月）

※対象者は、労働安全衛生法に定める特定粉じん業務に従事される予定の人ほかどなたでも

③ 衛生管理者等労働衛生管理スタッフ研修会（同上）

開催日 9月24日（木）

※対象者は、衛生管理者、安全衛生推進者（衛生推進者）等事業場の労働衛生管理に携っている人ほかどなたでも

内容

・「全国労働衛生週間と当面の労働衛生管理のポイント」

講師 鳥取監督署担当官

・「法改正に対応した受動喫煙防止対策」

講師（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会の派遣講師

・「笑って泣いて健康寿命」

講師 明徳整形外科 院長 明徳政裕氏

西部支部だより

研修会開催のご案内

鳥取県労働基準協会西部支部では次の研修会を開催します。多数の受講をお待ちしています。

☆衛生管理者等衛生担当者研修

日時 平成27年9月17日(木)
13時20分～17時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館
☆安全管理者選任時研修
日時 平成27年8月19日～20日
8月19日(水) 9時～17時
8月20日(木) 9時～12時
場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館
☆KYT(危険予知訓練)研修
日時 平成27年9月3日(木)
9時～17時
場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

中部支部だより

中部支部定期会員会議を開催

4月28日(火)、倉吉シティホテルにおいて定期会員会議を開催しました。

来賓として、鳥取労働局から高橋労働基準部長、廣瀬雇用均等室長、津田監督課長並びに山田倉吉監督署長を

平成26年度決算書(経常収益)

科 目	26年度予算額	26年度決算額	差 異
会 費 収 入	3,139,000	3,115,000	△24,000
事 業 収 益	6,305,000	6,700,685	395,685
雑 収 益	105,260	223,777	118,517
当期収入合計	9,549,260	10,039,462	490,202
前期繰越金	3,888,569	3,888,569	0
合 計	13,437,829	13,928,031	490,202

平成26年度決算書(経常費用)

科 目	26年度予算額	26年度決算額	差 異
事 業 費	8,631,900	8,439,024	△192,876
管 理 費	815,220	732,922	△82,298
予 備 費	3,990,709	0	△3,990,709
経常費用計	13,437,829	9,171,946	△4,265,883
当期収支差額	0	4,756,085	4,756,085

平成27年度予算書(経常収益)

科 目	27年度予算額	26年度予算額	差 異
会 費 収 入	3,110,000	3,139,000	△29,000
事 業 収 益	6,550,000	6,305,000	245,000
雑 収 益	150,700	105,260	45,440
当期収入計	9,810,700	9,549,260	261,440
前期繰越金	4,756,085	3,888,569	867,516
合 計	14,566,785	13,437,829	1,128,956

平成27年度予算書(経常費用)

科 目	27年度予算額	26年度予算額	差 異
事 業 費	8,561,000	8,631,900	△70,900
管 理 費	812,000	815,220	△3,220
予 備 費	5,193,785	3,990,709	1,203,076
経常費用計	14,566,785	13,437,829	1,128,956

安全管理担当者等研修会を開催

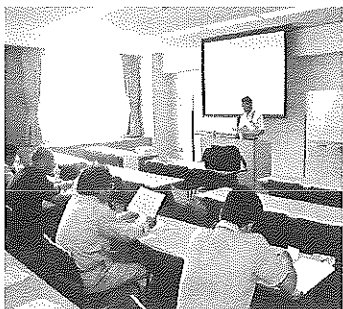
6月17日(水)、倉吉交流プラザにおいて事業場の安全管理者等を対象に研修会を開催しました。

労働安全コンサルタント増木新一氏から「安全活動を通じて一安全を考える」と題して、リスクアセスメントの考え方や安全措置の在り方等について自身の豊富な海外経験のエピソードを交えながら、分かり易く有益なお話がありました。

続いて、倉吉監督署の西山安全専門官から「最近の労働災害防止対策の課題と取組について」と題して、「見える化」とり運動・「転倒災害プロジェクト2015」等の行政の取組状況及び重大事故とその背景等について説明がありました。

最後に、鳥取労働局担当者から各種助成金について、説明がありました。

いづれも、今後の災害防止活動に役立てたいとの声が多く参加者から寄せられました。



特別教育のご案内

中部支部では、下記のとおり特別教育を予定しておりますので、多数の方の受講をお願いします。

①アーク溶接等業務特別教育

学科 8月18日(火)・19日(水) 実技 8月19日(水)・20日(木)

②5トン未満クレーン運転業務特別教育

学科 9月15日(火) 実技 9月17日(木)

申込み・問合せ先

(一般社団) 鳥取県労働基準協会中部支部 ☎0858-22-9054

相談窓口から

問：従業員が50人以上になったので、安全管理者を選任しなければなりませんが、安全管理者となるための要件は何かあるでしょうか

答：次に該当する者で、厚生労働大臣が定める研修(安全管理者選任時研修)を修了した者を選任することが必要です。

①大学又は高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業し、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験(理科系統以外の場合は、4年以上)

②高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業し、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験(理科系統以外の場合は、6年以上)